

門真市中小企業サポートセンター運營業務委託事業者選定基準

令和5年11月20日

(目的)

第1 門真市中小企業サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）運營業務に関し、別に設置する門真市中小企業サポートセンター運營業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて選定を行うため、必要な事項を定める。

(審査方法)

第2 申請書類の審査及びプレゼンテーションの審査により、受注候補者を選定する。

(審査項目)

第3 第2に掲げた審査については、選定委員会にて行うこととする。

2 各項目5段階で評価することとし、提案内容に対して次の基準にて点数を付与するものとする。

- (1) 非常に優れているもの 4点
- (2) 優れているもの 3点
- (3) 多少不十分であるもの 2点
- (4) 不十分であるもの 1点
- (5) 該当なし 0点

3 審査項目及びかけ率は次のとおりとする。

審査項目	かけ率	配点
1. 受注実績とその事業手法	1	4
2. 業務体制（体制図及びアドバイザー情報（経歴、専門分野など））	3	12
3. 経営相談支援	3	12
4. 販路開拓・ビジネスマッチング支援		
①販路開拓支援	1	4
②企業間連携支援	1	4
③産官学金連携の推進支援	1	4
5. 補助金等申請支援	2	8
6. 創業支援	2	8
7. 情報発信	2	8
8. 企業情報の収集及びデータベース化	2	8

9. 講習会、セミナー等の開催	2	8
10. 門真市ものづくり企業ネットワークに対する支援	2	8
11. セキュリティ対策	2	8
12. 応募者アピール	1	4
13. 応募者からの企画・提案等		

4 各項目の評価に対し、前項に掲げるかけ率をかけ、各選定委員の得点を合計して、平均したものが評価点となる（満点は100点）。

（選定方法）

第4 第3の3の審査項目についての集計結果をもとに、最高点となった参加申込者を受注候補者として選定するものとする。

2 基準点を超える最高点の者が複数いる場合は、選定委員会において協議し、選定するものとする。

（選定事業者の辞退等）

第5 第4において選定された受注候補者が辞退等で、委託を受けることがなくなった場合は、第3の4における評価点が次に高い事業者を受注候補者として選定する。ただし、基準点に満たない場合は選定しないものとする。

2 参加申込者が1者のみの場合は、その事業者について審査を行い、評価点が基準点を超える場合は選定する。ただし、基準点に満たない場合は受注候補者として選定しないものとする。

3 基準点は60点とする。